

和東町空き家活用による新ビジネス創生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和東町空き家活用による新ビジネス創生事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、和東町補助金等の交付に関する規則(平成26年規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 和東町内の空き家や空き店舗等を有効活用し、地域外企業等のサテライトオフィス（試行を含む。）の誘致、新しいビジネスの創造等のために活用できる機能を有する拠点（以下「拠点」という。）の整備・活用により、地域外の人材を呼び込み、移住定住や新しい仕事づくりなど地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 和東町の区域内に存すること。
- (2) 一戸建て住宅又は長屋建て住宅であること（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者。
 - (2) 補助対象建築物を賃貸又は購入しようとする者。
 - (3) 補助対象建築物の所有者から当該建築物を借り受け、サテライトオフィス等の目的で空き家活用を行う者に賃貸しようとする者。
- 2 前項各号において、法令の規定又は公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある場合など、町長が不適切と判断した場合は対象としない。
 - 3 補助対象者は、3年以上継続してサテライトオフィス等を使用することを誓約できること。
 - 4 補助対象者は、町ホームページへの掲載等、町の広報において事例として紹介することについて了承すること。
 - 5 補助対象者が補助対象物件の所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。
 - 6 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町税等の滞納がない者
- (2) 和東町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しない者。

（補助対象事業及び補助金の額）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の額は、別表 1 に掲げるものとする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第 6 条に基づき和東町空き家活用による新ビジネス創生事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に補助事業に係る次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 当該住宅の改修前の状況を撮影した写真
- (4) 当該住宅の賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

（事前着手）

第 7 条 補助金の交付決定前に事業を実施した補助対象者は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に事業を実施しようとする場合で、和東町空き家活用による新ビジネス創生事業補助金指令前着手届（様式第 3 号）を町長に提出したときは、この限りではない。

（交付の決定）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、規則第 8 条に基づき和東町空き家活用による新ビジネス創生事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ和東町空き家活用による新ビジネス創生事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類のうち町長が指定するものを添付のうえ町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 変更後の見積書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第 10 条 町長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、

承認すべきと認めるときは、和東町空き家活用による新ビジネス創生事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、当該事業を完了した日から起算して1箇月を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、和東町空き家活用による新ビジネス創生事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第2号）
 - （2） 領収書の写し
 - （3） 当該住宅の改修前・改修後の状況を撮影した写真
 - （4） 運営事業については、補助対象事業の実施に関する印刷物（使用実績のないものは補助対象外）、写真、新聞記事等
 - （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が指定する書類
- （補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条に基づき和東町空き家活用による新ビジネス創生事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、請求書を町長に提出しなければならない。

（報告、検査又は指示）

第14条 町長は必要があると認めるときは、補助対象者に補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

附 則（令和5年要綱第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の和東町空き家活用による新ビジネス創生事業補助金交付要綱別表1（第5条関係）の規定は、令和4年5月11日から適用する。
別表1（第5条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の額
サテライトオフィス等の開設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の改修費及び改築費 ・ 高速通信網設備の整備費 ・ 備品整備費 	サテライトオフィス等の開設に対し、1回限り交付、15万円を限度額とする。
サテライトオフィス等の運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の賃借料 ・ 備品等の賃借料 ・ 通信回線及び通信機器使用料 ・ 管理運営人件費 <p>*代表者、役員及び同一世帯者への経費は補助対象外)</p>	サテライトオフィス等の運営開始日（工事完了の日の翌日）から1年を経過した当該年度末までとし、月額5千円を限度とする。